

◎新潟県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、加治郷土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成25年3月25日から平成25年5月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新発田市 加治郷土地 改良区	紫雲寺・中川地区	交換分合	交換分合計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。